

●今月のTOPIC 第一回 土地家屋調査士法人えん社員研修を行いました！

Contents

- コラム 境界確認書をもらうときにハンコ代を要求された！
- 編集後記

川本 光範
スタッフ小泉



私たちえんは専門的な知識と技術で地域の人々の「縁」に貢献します。

こんにちは！土地家屋調査士法人 **えん** (旧土地家屋調査士法人 小山事務所)です。

これから、これまで業務等を通じて“ご縁(えん)”がありましたみなさまに、知っておくと役立つ情報、私たちの活動のご紹介をお知らせできればと思っております。皆さんの業務に+αできる情報をお届けできるよう、毎回工夫してまいりますので、よろしくお付き合いください！！



第一回 土地家屋調査士法人えん社員研修を行いました！

第一回 土地家屋調査士法人えん社員研修を行いました！

3人の外部講師をお招きし、それぞれモチベーションアップ、人と接するときの第一印象について、メンタルトレーニングなどの講義を受けました。

人と接するときの第一印象の講義については、業務上の境界立会い、挨拶回りなどにもつながり、モチベーション講座についても日常に運動を取り入れる大切さ、仕事にて結果を出すための取り組みなどを勉強しました。

第三講座のメンタルトレーニングは、現場作業や登記業務を進めていく際や、チームワークをもって業務を行う上でも非常に有効で、メンバーひとりひとりのスキルアップにもつながる内容でした。

これを機会に会社全体として、さらにコミュニケーションを深め、技術・知識の向上につなげて行きたいと思えます。



コラム 境界標の設置について。

土地家屋調査士法人えん 川本光範

Vol.6 のコラムを担当させていただきます、土地家屋調査士えんの川本です。今回のお題は、境界標の設置について です。



今回は境界標の設置について考えていきたいと思います。

昨今の不動産取引及び建物の建築においては、境界標を明示することが一般的になってきており、境界標が無い場合は設置する必要が出てきます。

境界標が無い原因として下記のような場合が考えられます。

- ①その土地が測量されたことがない
- ②以前に測量して杭を入れたが、人の過失によって撤去されてしまった
(道路や宅地の工事などによってうっかり掘り起こされてしまう事もあります)
- ③人の故意によって損壊された場合(・・・犯罪になります・・・)
- ④原因不明

境界標が無い場合は、現地での測量結果を地積測量図等の各種資料と照らし合わせ、計算、立会いを行い、境界を確定させます。

境界標の設置といとなんだか単なる土木作業のように聞こえますが、実はしっかりと調査・測量の元、検証を行って境界標を設置する場所を決めています。



境界紛争予防の為に、しっかりと測量して境界標を設置する必要がありますね。

編集後記

第6号お読みいただきまして、ありがとうございます。土地家屋調査士法人えんの小泉と申します。

最近ではコーヒー戦争などとも言われていますが、コンビニさんの百円コーヒーなど、いかにして最初の一杯のコーヒーを買ってもらえるかが集客のカギになっているようですね。私もたいぶ前からですが、趣味としてコーヒーの美味しい喫茶店を探して歩いています。今回は編集後記ということで自由に書いていいとのことなので、私の趣味全開でおすすめのコffee店ランキングを発表していきます(笑)

第5位 星乃珈琲(チェーン店)・・・最近店舗を増やしてきているようですね。星乃ブレンドは味のバランスが良くしてお勧めです。

青梅店はドッグスペースもあり、うちの犬もよく連れて行って遊ばせて頂きました。

第4位 カフェプレット(青梅)・・・ポルトガル語でブラックコーヒーの意味らしいです。

元電機メーカーのご主人が自らブラジルの農園と交渉して豆を仕入れています。

コーヒーの知識はものすごいです。

第3位 カフェせせらぎ(檜原村)・・・檜原村の役場の中にあるという珍しいカフェ。

知っている人には有名ですが、銀座のカフェみゆき堂のオーナーさんがやっています。

このコーヒーゼリーは1日5食限定なので、なかなかお目に掛かれませんが・・・

第2位 樹の花(銀座)・・・こちらは昔ながらの喫茶店ですね。1979年にジョンレノンとオノヨーコが訪れたことでも有名です。本当に雰囲気ですばらしいです。

第1位 クルミドコーヒー(西国分寺)・・・このコーヒーはなんとすべて【水出し珈琲】です。

夏限定の【漆黒のアイスコーヒー】は、ウイスキーみたいな味がします。

騙されたと思って飲んでみて下さい。ホントにびっくりします。



近いうちに、今年話題になったブルーボトルコーヒーに行ってみようと思います。

では、第7号をお楽しみに！



「土地の境界」「隣人トラブル」「新築時の対応」「土地の登記」など・・・

土地や建物に関するお悩みは、お気軽にご相談ください。無料でご相談・お見積りに応じます。

えんでは、セカンドオピニオンを求めてご連絡をくださるご相談者様が数多くいらっしゃいます。セカンドオピニオン目的のお問い合わせでも構いませんので、ご不明点はどうぞお気軽にお問い合わせください。